



令和6年度全国労働衛生週間

本週間10月1日～7日（準備期間9/1～30）

令和6年度 全国労働衛生週間スローガン

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和6年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎え、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐるのは、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要であります。

また、全国における令和5年度の労災認定件数のうち過労死等事案は1,099件、特に精神障害は過去最多の883件となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化する必要があります。

全国の化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の規制対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占め、また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たず、これらの対策の強化のため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分された物質全てを事業者が行うリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度を導入しました。

また、石綿の製造・使用等禁止前に石綿含有建材を用いた建築物が今なお多数あり、その解体工事が2030年頃をピークに増加が見込まれるなか、解体・改修前に義務付けられた石綿の有無の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などを資格者による事前調査や調査結果をシステムへの報告の義務化など、石綿ばく露防止対策の強化が進めています。

このような状況を踏まえ第14次労働災害防止推進計画を定め、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めています。

加えて、個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策を自身で行い、仕事の注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めています。

こうした背景を踏まえ、今年度は、

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開しておりますが、各事業場におかれましても労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

令和6年8月

岐阜労働局長 千葉 登志雄

全国労働衛生週間に実施する事項（抜粋）

本週間（10/1～7）に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9/1～30）に実施する事項

① 重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- イ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 転倒・腰痛災害の予防
- エ 化学物質による健康障害防止対策
- オ 石綿による健康障害防止対策
- カ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- キ 「事業場における治療と仕事の両立支援対策のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- ク 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
- ケ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進
- コ 小規模事業場における産業保健活動の充実
- サ 女性の健康課題の理解促進

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）を契機とした健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進
- ケ 「個人事業主等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業主等が健康に従事するための取組の推進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- イ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- カ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- キ 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等

④ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策